

平成20年度

新宿区区民の声委員会  
運営状況報告書

---

期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

---

平成21年6月

新宿区区民の声委員会

# 目 次

	頁
区民の声委員会の職務の概要 .....	1
苦情申立て等の受付及び処理状況	
1 苦情申立て等の受付状況 .....	2
2 苦情申立て等の処理状況 .....	6
参考資料	
資料 1 苦情申立ての処理事例 .....	8
資料 2 苦情・相談等の事例 .....	1 2
資料 3 「区長の求めに応じて行う区民からの苦情に関する 事項」の調査実績 .....	1 3
資料 4 苦情申立ての処理の流れ .....	1 4
資料 5 新宿区区民の声委員会条例 .....	1 5

## 区民の声委員会の職務の概要

新宿区区民の声委員会制度は、区政に関する苦情を簡易迅速に処理するため、平成11年11月に発足し、本年10月で10年を経過する。

区民の声委員会の職務は次のとおりである。

### 苦情申立ての処理

区の機関が行った業務やそれを行う職員の行為について、利害関係のある人から苦情の申立てがあったとき、公正・中立の立場からその内容を調査して、その結果を苦情申立人に通知する。（14ページの流れ図参照）

その際、区の行政執行に問題がある場合は、区の機関に対し、問題点を是正するよう勧告したり、苦情の原因が制度そのものにある場合は、制度を改善するよう意見を表明することができる。

苦情申立ての処理については、新宿区区民の声委員会条例に基づき、委員3名の合議により処理する。

## 苦情申立て等の受付及び処理状況

### 1 苦情申立て等の受付状況

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間に、区民の声委員会に寄せられたいわゆる「区民の声」としての苦情申立て等は67件であった。

このうち、「苦情申立書」により申立てが行われたものは9件であった。

組織別の内訳は、福祉部3件、環境清掃部3件、地域文化部2件及び健康部、みどり土木部、都市計画部が各1件であった。

「苦情申立書」の提出にまで至らなかった苦情・相談等は42件あり、その内訳は電話31件、来所9件、郵送1件、ファックス1件であった。

「苦情申立書」の提出にまで至らなかったものを組織別にみると、区長室に関するものが8件、福祉部に関するものが6件、地域文化部、環境清掃部が各5件等となっているほか、区民の声委員会に対する苦情申立ての方法、調査に関する問い合わせが7件あった。

また、男女別にみると、男性が33名、女性が34名であった。

なお、区民の声委員会の所管外のものは16件であった。

(表1) 苦情申立て等の受付状況

区 分		件 数
1 苦情申立書による申立て		9
	地域文化部に関するもの	2
	福祉部に関するもの	3
	健康部に関するもの	1
	みどり土木部に関するもの	1
	環境清掃部に関するもの	3
	都市計画部に関するもの	1
2 苦情・相談等		42
	区長室に関するもの	8
	総務部に関するもの	4
	地域文化部に関するもの	5
	福祉部に関するもの	6
	子ども家庭部に関するもの	1
	健康部に関するもの	4
	みどり土木部に関するもの	2
	環境清掃部に関するもの	5
	都市計画部に関するもの	1
	教育委員会に関するもの	2
	苦情申立ての方法等についてのもの	7
3 区民の声委員会の所管外のもの		16
合 計		67

複数部に関するものを含む。

(表2) 所管別苦情申立書受付状況

所管部	件数	内容
地域文化部	2	商店街補助、地域センター
福祉部	3	特別給付金、生活保護(2)
健康部	1	長寿医療制度
みどり土木部	1	道路占用
環境清掃部	3	騒音(2)、路上喫煙
都市計画部	1	再開発計画
合計	9	

複数部に関するものを含む。

(表3) 苦情・相談等

区分	件数
1 区の機関の業務執行に関する苦情・相談	17
2 職員の対応に関する苦情	5
3 区への要望・意見	14
4 苦情申立ての方法、調査に関する問い合わせ	6
5 区民の声委員会の所管外の事項	16
合計	58

(表4) 年度別苦情申立て等の受付状況

(件数)

区 分	苦情申立書によ る申立て	苦情・相談等	所管外	合 計
平成11年度	8	56	11	75
平成12年度	10	82	19	111
平成13年度	8	73	26	107
平成14年度	10	72	24	106
平成15年度	8	59	8	75
平成16年度	8	43	13	64
平成17年度	7	51	14	72
平成18年度	8	40	9	57
平成19年度	12	47	15	74
平成20年度	9	42	16	67

## 2 苦情申立て等の処理状況

### (1) 苦情申立書の処理状況

苦情申立ての処理状況をみると、苦情申立書を受け付けた9件と前年度からの繰り越し分1件を含む10件のうち、今年度処理したものが6件、調査継続中のものが2件、申立書を取り下げたものが2件である。

処理したものの内訳は、申立人に「調査結果通知書」を送付したものが6件、「調査しない旨の通知書」を送付したものは0件となっている。

「調査結果通知書」を送付した6件のうち、苦情申立ての趣旨に沿ったものが4件、行政に対する要望事項のあるものが2件、行政の対応に不備が認められなかったものが0件であり、是正勧告・意見表明を行ったものはなかった。

申立人に通知した6件を処理日数別にみると、30日未満が1件、30日以上60日未満が4件、60日以上が1件であった。

### (2) 苦情・相談等への対応

区民から当委員会に寄せられる「区民の声」は、区政や職員に対する苦情・要望・相談、近隣とのトラブル等多様であった。当委員会としては、当委員会の仕組みをはじめ、中立性やプライバシーの保護に特段の配慮をしていることを説明し、申立ての案内をしている。

こうしたなか、苦情申立書の提出に至らない苦情・相談等についても、当委員会として積極的な対応に努めているところである。

このうち、区政や職員に関する苦情・意見については、その趣旨を所管課に伝えるとともに、業務執行に関し説明や相談を求めている場合については、所管課を案内し対応を依頼している。なお、区以外の機関に対するものについては、当該機関や相談窓口を紹介するなど、「区民の声」への対応を図っている。

(表5) 苦情申立て処理状況

処理区分	件数	所管部
1 苦情申立人に「調査結果通知書」を送付したもの	5(6)	
(1) 勧告・意見表明をしたもの	0	
(2) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3(4)	みどり土木部(1) {地域文化部・みどり土木部・環境清掃部} 1、地域文化部1、福祉部1、
(3) 行政への要望事項があるもの	2	福祉部1、環境清掃部1
(4) 行政の対応に不備がなかったもの	0	
2 「調査しない旨の通知書」を送付したもの	0	
(1) 事実のあった日から1年を経過した事項	0	
(2) 区民の声委員会条例により処理済の事項	0	
(3) 判決・裁決等が行われた事項等	0	
(4) 区議会に関する事項	0	
(5) 監査委員が結果を報告した事項等	0	
(6) 区の行政機関に属しない事項	0	
(7) その他調査対象外の事項	0	
3 苦情申立書を取り下げたもの	2	福祉部1、環境清掃部1
4 調査継続中のもの	2	健康部1、都市計画部1
合計	9(10)	

( )内は、前年度からの繰り越し分を含む。

{ }は、複数部に関する苦情申立て。

## 資料1 苦情申立ての処理事例

### (事例1)

#### 1 苦情申立ての対象機関

地域文化部

#### 2 苦情申立ての趣旨

新宿区内の地域センターを利用するための団体登録は、現在、各地域センターごとにしなければならない。しかし、これでは不便なので、利用したい複数の地域センターの団体登録を一括でできるようにしてほしい。

#### 3 調査結果の要旨

(1) 新宿区立地域センター条例(以下「センター条例」という。)によれば、コミュニティ活動を目的とする団体であって、同条例施行規則(以下「センター規則」という。)で定める要件を満たすものは、団体登録を行うことにより、地域センターを利用することが可能となっている。

そして、地域センターの管理業務は、地方自治法に規定される指定管理者に委ねられており、前記団体登録の承認は指定管理者が行うこととされている(センター条例20条2項)。このため、団体登録の申請・承認手続は、各地域センターの指定管理者ごとに行われている。

(2) 区立の施設の利用について、新宿区のような団体登録制度を採用している区は他にも存在するが、その多くは区の直営で、団体登録の認否も区長に委ねられているため、本件のような問題は生じない。

これに対し、新宿区の地域センターは、設置当初から、地域住民の意思を尊重するという視点から、各センターの管理運営は地域が主体的に行うことを基本に、地域住民に委ねられてきたという歴史的背景があり、そのため、指定管理者制度に移行する際も、区は、従来から各地域センターの管理運営にあたってきた地域住民による地域センター管理運営委員会を指定管理者に指定している。その結果、地域センターごとに団体登録手続をしなければならないといった本件苦情申立てのような不便が生じることになった。

( 3 ) 新宿区では、各指定管理者が、センター規則に明記されている団体登録の要件により、認否を決している。中には、判断の便宜を考え、センター条例が定める「コミュニティ活動」の定義や、営利性の有無についての判断基準として、団体の入会金や会費の額を明記した運営要綱を別途定めている地域センターもある。

しかし、このことにより、団体登録の要件が、地域センターごとに異なっているとはいえず、団体登録の認否が、指定管理者の自由裁量に委ねられてはいない。

( 4 ) 地域センターごとに指定管理者が異なる現状においては、地域センターごとに団体登録の申請・承認手続きを経なければならないとする現在の運用に、違法性は認められない。

しかし、地域センターの管理運営費は区が負担しており、地域センターごとにその設備にも違いがある現状から、センター所在地の地域住民等に限定されることなく、区民等に広く平等に利用を可能にすることが必要である。また、団体登録の要件は、センター規則に規定されており、団体登録の申請書に記載する必要事項にも大差がなく、指定管理者ごとに、その申請書に基づいてなされる判断が異なることも通常では考えられない。

( 5 ) 以上の点から、団体登録の手続は、センター条例及びセンター規則によって指定管理者の判断に委ねられてはいるが、団体登録を希望する利用者の便宜を考え、区に対し、複数の地域センターの団体登録の一括申請・承認を可能にする統一的な書式・方法等、団体登録制度の運用方法の合理化の検討を要望した。

## (事例2)

### 1 苦情申立ての対象機関

福 祉 部

### 2 苦情申立ての趣旨

生活保護費決定通知について、平成20年11月11日付の文書(以下「通知書〔 〕」という。)が届いたが、毎年もらう期末一時扶助の記載が無いので、支給日の前日である12月1日に保護担当課にその旨の電話をしたところ、「11月28日に送った通知書に書いてある」と言われた。

しかし、期末一時扶助の入った『保護変更決定通知書』(以下「通知書〔 〕」という。)が届いたのは、支給日の翌日の12月3日であった。11月11日付の通知書〔 〕が12月3日になって届き、しかもその文書には文書番号の記載が無かった。役所の文書に文書番号の無いのはおかしいのではないか。

こうした点をただすため、福祉事務所に出向いたが、「お金は銀行に振り込まれている」と言って、文書が遅れた理由や文書番号が無いことについては納得のいく説明は得られなかった。

12月4日付の『保護変更決定通知書』(以下「通知書〔 〕」という。)にも、期末一時扶助の記載があった。同じものが2度記載されるのも納得がいかない。

文書が誤っているのなら、それを認めて謝罪すべきではないか。

### 3 調査結果の要旨

〔経緯〕

(1) 文書番号のある通知書〔 〕は10月中に申立人が支払った臨時的生活費に対する支給額を決定し、12月分の保護費に加えて支給することを通知したもので、11月20日頃に発送した。もうひとつの文書番号の無い通知書〔 〕は、期末一時扶助の支給を通知したもので、11月28日に発送した。

期末一時扶助は、生活保護を受けられる人で、国が定める要綱に適合するすべての人に支給されるもので、これの通知書にも一般的には文書番号が記載されている。しかし、おむつ代の削除のような一時扶助費の削除がある場合については、福祉事

務所では従前から文書番号を記載しないで処理をしている。これは、コンピュータによる一括処理が出来ず、ケースワーカーがそれぞれに個別処理を行うことにしているためである。

(2) 区の記録には、ケースワーカーの家庭訪問、電話での話し合い、申立人が来所しての面談などが行われたことが記録されているが、いずれも申立人の理解を得られなかったと記載されている。

〔結論〕

(1) 文書番号が記載されていない点については、従前から、事務処理上の便宜からこうした扱いになっているとはいえ、文書番号を記載することが望ましいと当委員会も考えるので、区に対し、この点について十分に検討するよう要望した。

(2) 次に期末一時扶助が、通知書〔 〕と通知書〔 〕の両方に記載されている点であるが、通知書〔 〕は、12月分の保護費に期末一時扶助を加えて支給することを通知したものであり、通知書〔 〕は、11月中に発生した臨時生活費の全体を通知したものであった。このため期末一時扶助費が2回記載されることになったものである。

このような方式は、現在の『保護変更決定通知書』の書式においては、適正な処理方法であるが、分かりにくさがあると思われるので、書式の変更は困難であるとしても、受給者の理解を助けるような説明を付けるなど、適切な対応をとるよう区に要望した。

(3) 次に支給日の翌日である12月3日に文書が届いたことについては、本通知書〔 〕は11月28日に他の受給者への通知と同時に郵便により発送したとされているが、なぜ12月3日まで届かなかったかの理由については、当委員会では解明できなかった。

## 資料2 苦情・相談等の事例

- 1 区政に関する要望や意見として、所管課に伝えたもの  
区は地球温暖化を防止するため、区民自身が身近なところから行動が起こせるよう、具体的にできる方法をチラシ等で周知するなど、積極的な啓発活動を行ってほしい。  
マスコミ等では、神楽坂を、下町ではないのにしばしば下町と紹介している。そこに住む者としてとても気になる。区は正確な地域の紹介に努めてもらいたい。  
地域の祭りに子ども達が集まらなくて困っている。もともと子どもの数が少ないうえに、学区制が撤廃されたことにより、子ども達のつながりが希薄になったせいだと思う。元の学区制に戻ることを願っている。
- 2 業務執行や職員の対応に関する苦情として、所管課に連絡を行ったもの  
パブリックコメントで意見を出したが採り上げられなかった。はじめから区民の意見を採用するつもりはないのではないか。  
保育園の塀に、「狂乱」と落書きされている。見苦しいので早く消したほうがいい。  
申告・相談の件で窓口を訪ねたところ、窓口職員にその事務は扱っていないと言われた。所管を調べ直してから、改めて同じ窓口を訪ねたところ、前回とは別の職員が対応し、用件を済ますことができた。窓口の職員は誤りのない対応をすべきだ。
- 3 所管課を案内し、説明・相談の対応を依頼したもの  
新たに事業を起こしたいのだが、区に融資制度はあるか。  
保険料を滞納しているためだが、いきなり預金を差し押さえられた。差し押さえ額は支払い能力の範囲内の額にしてほしい。  
現在住んでいるアパートで、他の男性の住人達から嫌がらせを受けるので、引越したいと思っているが、その前に女性相談に相談してみたい。また、高齢の人には、区から引越料が出るという話を聞くが本当か。
- 4 区民の声委員会に対する問い合わせとして、説明を行ったもの  
自分の記録を改ざんされ困っている。区に電話したら、区民の声委員会を紹介されたが、どういうところか。申立ての方法などを教えてほしい。  
区民の声委員会はどういう苦情を扱うのか。都への苦情はどこに言ったらいいか。



資料 3

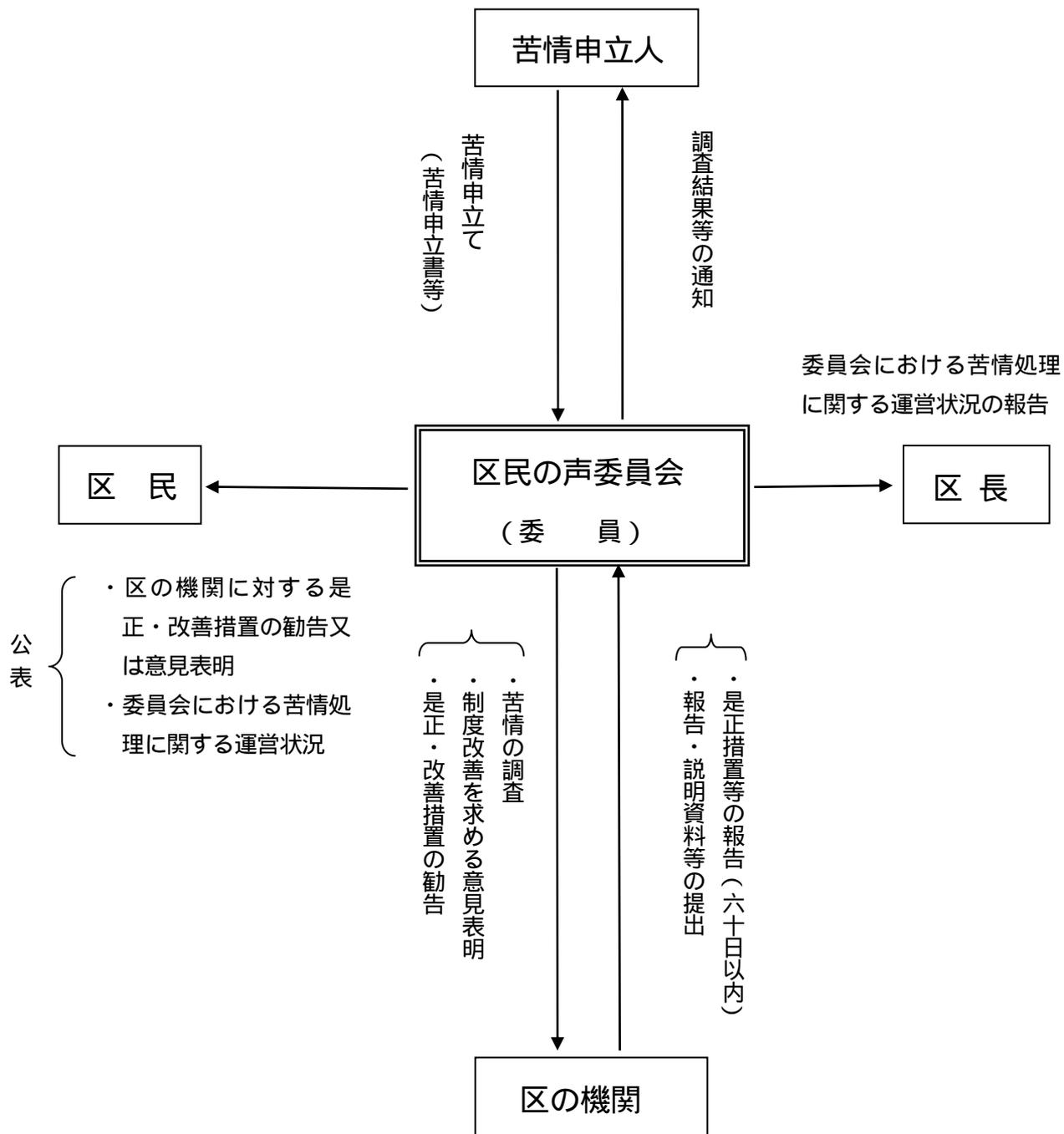
「区長の求めに応じて行う区民からの苦情に関する事項」の調査実績

区民の声委員会は、平成15年7月から4年間にわたり、区長の求めに応じて、常設委員3名及び区民委員9名又は10名により、施策の問題点や改善すべき事項について調査・審議を行い、報告書を提出してきたが、区民の声委員会条例の改正にともない、平成19年6月末日をもってその活動を終了した。

下表は、その調査実績である。

調査開始日	調査件名
報告書提出日	
平成15年 7月 1日	路上喫煙・たばこのポイ捨て対策について
平成16年 1月26日	
平成16年 4月26日	区民に望まれる職員の窓口対応について
平成16年10月25日	
平成16年12月13日	区民に望まれる区政情報の提供について
平成17年 6月30日	
平成17年 9月 1日	犬を連れた区立公園の利用について
平成18年 5月31日	
平成18年 7月24日	子どもの安全を確保するための地域ネットワークについて
平成19年 6月28日	

資料4 苦情申立ての処理の流れ



## 資料 5 新宿区区民の声委員会条例

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 6 条）
- 第 2 章 組織等（第 7 条 - 第 13 条）
- 第 3 章 苦情の申立て及び調査等（第 14 条 - 第 20 条）
- 第 4 章 勧告、意見表明及び公表（第 21 条 - 第 24 条）
- 第 5 章 補則（第 25 条 - 第 28 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （目的及び設置）

第 1 条 この条例は、区政に関する区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易迅速に処理する機関を設置することにより、開かれた区政の推進を図り、もって区民の区政に対する信頼を確保することを目的とする。

2 前項の目的のための機関として、新宿区区民の声委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### （委員会の所管事項）

第 2 条 委員会は、区の機関の業務に関する事項及び当該業務に関する職員の行為（以下「区の業務執行等」という。）について申し立てられた苦情の処理を所管する。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については所管しない。

- (1) 判決、裁決等が行われた事項又は判決、裁決等を求めて係争中の事項
- (2) 区議会に関する事項
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき監査委員が監査、検査若しくは審査の結果を報告し、若しくは公表した事項又は監査、検査若しくは審査を行っている事項

(4) 地方自治法に基づく執行機関の附属機関又は区の専門委員の権限に属する事項

(5) 委員会に関する事項

(委員会職務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をその職務とする。

(1) 区の業務執行等についての苦情の申立てを受け付け、その内容を調査し、結果を通知すること。

(2) 前号の処理に関連し、必要があると認めるときは、広く区政について調査すること。

(3) 区の機関に対し、勧告し、及び意見表明すること。

(4) 勧告及び意見表明等の内容について公表すること。

(委員会及び委員の責務)

第4条 委員会は、中立的な第三者機関として、公正、適切かつ簡易迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 委員会の構成員(以下「委員」という。)は、職務における中立性を保たなければならない。その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(区の機関の責務)

第5条 区の機関は、委員会の職務の遂行に関し、その中立性を尊重し、公正かつ迅速な処理が図られるように積極的に協力しなければならない。

(区民等の責務)

第6条 区民その他この制度を利用するものは、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

## 第2章 組織等

(組織)

第7条 委員会は、人格が高潔で、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員3人をもって組織する。

2 委員会に、委員の互選により定めた会長1人を置く。

3 会長に事故があるときは、他の委員の互選により会長の職務を代理する者を定めるものとする。

(委員会)

第8条 委員会は、会長が招集し、主宰し、総理する。

2 委員会の意思決定は、委員の合議によるものとする。

(会議の非公開)

第9条 委員会の会議は、非公開とする。

(事務の委任等)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、調査その他の事務をあらかじめ指定する委員に委ねることができる。

2 委員会が行う調査その他の職務の遂行に当たり、委員会に事務を補助する者を置き、必要な事務を行わせることができる。

(委員の任期等)

第11条 委員の任期は3年とし、1期に限り再任できる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 区の機関に属する者

(2) 前号に定める者と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

(3) 地方公共団体の長

(4) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

(5) 政党その他の政治団体の役員

(6) 区と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員

(委員の解職)

第12条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、速やかにその職を解くものとする。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の欠員)

第13条 委員に欠員を生じた場合には、区長は、遅滞なく、新たに委員を委嘱し、欠員を補充しなければならない。

### 第3章 苦情の申立て及び調査等

(苦情の申立て)

第14条 区の業務執行等について利害関係を有するものは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、委員会がやむを得ないと認める事情がある場合には、書面によらないで行うことができる。

(1) 苦情を申し立てる者の氏名及び住所（申し立てるものが法人その他の団体である場合には、団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 苦情の申立ての趣旨及び理由並びに苦情の申立ての原因となった事実のあった年月日

(3) 前2号のほか、新宿区規則（以下「規則」という。）で定める事項  
(調査対象外事項)

第15条 前条第1項の規定により申し立てられた苦情が次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会はその調査を行わない。ただし、当該事項について、委員会が調査を行うべき特別な事情があると認める場合には、調査を行うことができる。

(1) 苦情の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過した事項

(2) この条例により委員会が既に苦情の処理を行い、終了している事項

2 委員会は、第2条第2項各号及び前項各号に該当しない事項について、調

査することが相当でない特別な事情があると認めるときは、調査しないことができる。

(調査しない旨の通知)

第16条 委員会は、第14条の規定による申立てについて、第2条第2項各号及び前条第1項各号に該当する場合又は同条第2項の規定により調査しないとした場合には、調査しない旨を、その理由を付して、苦情を申し立てたもの(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(調査開始の通知)

第17条 委員会は、第14条の規定による申立てにより苦情の調査を開始する場合には、調査を開始する旨を、当該苦情に関係する区の機関に通知するものとする。

(調査)

第18条 委員会は、必要に応じて、次の各号に掲げる調査を行うことができる。

(1) 前条の規定による通知をした区の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類等を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査を行うこと。

(2) 当該苦情に関係する機関及び人に対し、質問し、又は事情の聴取若しくは実地調査について協力を求めること。

(3) 当該苦情に関係する専門技術的事項について、専門機関に対し、調査、鑑定、分析等の依頼を行うこと。

(調査結果の通知)

第19条 委員会は、第14条の規定による申立てにより苦情の調査を行った結果について、申立人に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止及びその通知)

第20条 委員会は、調査を開始した後に、調査の必要がないと認める事情が判明した場合には、当該調査を中止することができる。

2 前項の規定により調査を中止した場合には、委員会は、調査を中止する旨

を、その理由を付して、申立人及び第17条の規定により通知をした区の機関に、速やかに通知しなければならない。

#### 第4章 勧告、意見表明及び公表

##### (勧告等)

第21条 委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処置を行うことができる。

- (1) 区の機関に対し、法令上不適切な行為の是正又は改善の措置（以下「是正等の措置」という。）について勧告すること。
- (2) 区の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (3) 前2号の処理に関連して、広く区政について調査し、意見を表明すること。

2 前項の処置は、書面で行うものとする。

##### (勧告等の尊重)

第22条 前条の処置を受けた区の機関は、これを尊重しなければならない。

2 前条の処置を受けた区の機関は、必要な是正等の措置等を講ずるとともに、その内容を委員会に報告しなければならない。

3 前条の処置を受けた区の機関は、是正等の措置等を講ずることができない特別な事情があるときは、できない旨を、その理由を付して、委員会に報告しなければならない。

4 前2項の報告は、前条の処置を受けた日から60日以内に行うものとする。

##### (報告を受けた旨の通知)

第23条 委員会は、前条第2項及び第3項の報告を受けた場合には、当該報告内容について、申立人に速やかに通知しなければならない。

##### (公表)

第24条 委員会は、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 第21条第1項第1号の規定による勧告の内容

(2) 第 2 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により表明された意見の内容

(3) 第 2 2 条第 2 項及び第 3 項の規定による報告の内容

## 第 5 章 補則

### (費用弁償)

第 2 5 条 第 1 8 条第 2 号の規定により委員会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区から給料の支給を受ける職にある者には、支給しない。

2 費用弁償の種類、額及び算定方法並びに支給方法については、新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年新宿区条例第 8 号）に定める参考人等の例による。

### (運営状況の報告)

第 2 6 条 委員会は、この条例に基づく苦情処理の運営状況について、区長に報告するとともに公表するものとする。

### (個人情報の保護)

第 2 7 条 委員会及び委員は、この条例の規定により行う通知、調査、勧告、意見表明、公表その他の事務処理について、新宿区個人情報保護条例（平成 1 7 年新宿区条例第 5 号）に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をもって行わなければならない。

### (委任)

第 2 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例は、平成 1 0 年 1 1 月 1 日以後に発生した事実に係る苦情について適用する。

3 委員会は、この条例の施行日前においても、この条例の実施のために必要な事務を行うことができる。

(委員の任期に関する特例)

4 第9条第2項の規定にかかわらず、この条例により最初に委嘱される委員のうち区長の指定する1人の委員の1期の任期は2年とする。

#### 附 則

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

2 この条例による改正前の新宿区区民の声委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第9条第1項の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の新宿区区民の声委員会条例第7条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合における当該委員の任期は、同条例第11条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第9条第2項の規定による任期の残任期間とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

区民の声委員会委員

熊崎俊孝 元(財)東京市政調査会参与

佐野榮三郎 弁護士

石黒清子 弁護士

( 印 : 会長 )

---

平成20年度新宿区区民の声委員会運営状況報告書  
(期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日)

平成21年6月 発行

印刷物作成番号
---------

2009-
-------

編集・発行

新宿区区民の声委員会

新宿区歌舞伎町1丁目5番1号(区役所第1分庁舎2階)

電話 代表 03(3209)1111

直通 03(5273)3508

FAX 03(3209)1227

(ロゴマーク100) この冊子は、地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。  
古紙配合率100%再生紙を使用しています